

リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020年5月29日 制定
2021年9月22日 改正
2022年1月26日 改正
2023年1月25日 改正
公益社団法人リース事業協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（3月28日。5月14日変更。以下「対処方針」という。）¹において事業者及び関係団体が新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下「提言」という。）²を参考に、業種ごとにガイドラインを作成する等、自主的な感染防止のための取組みを進めることとされたことを受け、提言に準拠し、会員会社が新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を整理したものである。

当協会の会員会社³は、対処方針及び提言の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「会員会社が講じるべき具体的な対策」等を参考として、会員会社のリース事業の形態・規模に応じて、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めるものとする⁴。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により、関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の会員会社の事業活動において、感染拡大状況や社会情勢の変化等を踏まえて用いられるべきものである。

本ガイドラインの内容は、提言等を参考に作成したものであり、今後も、変異株による感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

リース業界は企業・官公庁・各種団体等の設備投資に貢献するとともに、設備メーカー等の設備類の販売促進に貢献する等、わが国の設備投資を活性化する重要な役割を担っており、会員会社は、リース事業を継続することにより、その役割を担う必要がある。

会員会社においては、多くの顧客等⁵がいることを踏まえ、自らの職場における感染防止対策の取組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、会員会社個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それ

¹ その後、累次の変更が行われている。最新の対処方針は、政府の新型コロナウイルス感染症対策ページ（<https://corona.go.jp/emergency/>）に掲載されている。

² <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>

³ 会員会社の子会社（当協会の非会員会社）においても、ガイドラインに則した対応に努めることが期待される。海外現地法人は、現地の状況等に則して対応する。

⁴ 本ガイドラインは、会員会社のリース事業（これに関連する事業活動を含む。）を想定したガイドラインであるため、リース事業以外の事業活動を行っている会員会社は、その事業実態等に応じて、本ガイドライン又は他業界のガイドラインを参考とすること。

⁵ リース事業及びそれに関連する事業の顧客及び取引関係者等の外部関係者を意味する。

に応じた対策を講ずるものとする。

特に、変異株による感染が拡大する中、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態等への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実を図るとともに、顧客等への感染防止に努めるものとする。

3. 会員会社が講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 国・地方自治体・当協会等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保等

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。また、出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とし、職場内において、従業員に対する検査実施の体制がある会員会社は、その従業員に対し、抗原簡易キット（注）を活用して検査を実施する。ただし、陰性であっても偽陰性の可能性もあることから、必要に応じて医療機関を受診するよう促すとともに、感染拡大防止措置を継続して実施する。

（注）抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。抗原簡易キットの購入にあたっては、

①検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

②国が承認した抗原簡易キットを用いること

に留意する。

※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>（令和 4 年 10 月 19 日「職場における積極的な検査等の実施手順（第 3 版）について」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>（令和 3 年 8 月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）

- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（2020 年 5 月 11 日）⁶及び「職場における新型コロナウイルス

⁶ <https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>

「感染症対策のための業種・業態別マニュアル」(2021年3月)⁷等を参考にす
る。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

- 上記については、派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を
通じて同様の扱いとする。

(3) 通勤

- テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション
勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制等、様々な勤務形
態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場
の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えら
れる。

(4) 勤務⁸

①顧客等への訪問

- 公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないよう努める。
- 顧客等へ訪問する等、外出先で顧客と接する場合には、一定の距離を確保
する、正しくマスクを着用する等の対応を行う。なお、マスクを着用している場
合であっても、大声を控えることや、会話を短く切り上げる等の対応は必要であ
る。
- 対面の社外の会議やイベント等について、参加の必要性をよく検討した上で、参
加する場合は、参加人数を最少人数とし、マスクを着用する。

(以下、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用(品質の確かな、できれば不織布
を着用)を徹底する。マスクの着用法について、例えば厚生労働省 HP「マスクの
着用について」⁹参照。)

- 屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要である。ただし、人との距離(目
安2m)を保つことができず、会話をする場合はマスクを着用する。

②事業所内

- 従業員が距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する(例:対面とする場合は仕切
りを設置する、可能な限り対角にする、横並びにする等工夫する。)
- 従業員に対し、勤務中の正しいマスク着用を促すとともに、定期的な手洗いを徹
底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを

⁷ <https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=444>

⁸ リース事業において、リース事業者の従業員が顧客等を訪問することが多く、顧客等の従業員がリース事業者の事業所を訪問することは少ない。また、不特定多数の者がリース事業者の事業所を訪問することはない。

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

外すこともできる。

- なお、マスクを着用している場合であっても、大声を控えることや、会話を短く切り上げる等の対応は必要である。
- 建物全体や個別の作業スペース、休憩・休息スペースやトイレなどの共用部の換気を行う。適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）を徹底するほか、CO₂測定装置の複数設置と常時モニター、HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーター¹⁰の補助的併用を活用する。
- 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 会議は可能な限りオンラインで行うことも検討する。会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。
- リース終了物件の返還ヤードを運用している会員会社においては、以下に留意する。
 - ✓ 当該ヤードの従業員が一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
 - ✓ 従業員に対し、勤務中の正しいマスク着用、手指衛生を促す。特に、複数名による共同作業等近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底することに努める。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
 - ✓ なお、マスクを着用している場合であっても、大声を控えることや、会話を短く切り上げる等の対応は必要である。
 - ✓ ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。
 - ✓ リース終了物件に新型コロナウイルスが付着している可能性が疑われる場合は、返還ヤードへの搬入から作業終了までの過程において、従業員の感染予防対策を徹底する。

③その他

- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン¹⁰等を参照し、労働時間の適正な把握や作業環境整備等に配慮する。
- 採用説明会や面接等については、上記②事業所内に準じて参加者の感染予防に十分配慮するとともに、オンラインでの実施も検討する。
- イベント、セミナー、講演会等は、可能な限りオンラインで行うことも検討する。

¹⁰ <https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>

(5) 休憩・休息スペース

- 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」¹¹等を参照。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行う等 3 つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）のいずれも徹底する。
- 食堂等で飲食する場合は、時間をずらす等の工夫をするほか、パーティションを活用する場合は、空気の流れを阻害しないように設置場所を工夫する。また、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- 共通のタオルの利用の禁止等の適切な管理を徹底する。

(7) 設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子等の共有する設備・器具については、消毒等の衛生管理を行う。
- 適切なゴミの管理・処理に努める。

(8) 事業所内への立ち入り

- 顧客等の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、職場内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」¹²や『『新しい生活様式』の実践例』¹³を周知する等の取り組みを行う。
- 公共交通機関や図書館等の公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。

¹¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

¹² https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

¹³ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されること等がないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。

(10) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適切に取り扱う¹⁴。
- 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- 従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により確認を行うこと。
- 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の場合は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能である。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- 保健所及び医療機関の指示に従うとともに、ビル貸主と連携して対応する。

(11) その他

- 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

4. 適用時期等

- 本ガイドラインは2020年5月29日から適用する。改正した本ガイドラインは2023年1月25日から適用する。
- 本ガイドラインの改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

以上

¹⁴ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200515_1.pdf等を参照。